

各 位

2015年3月3日
本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号
会社名 SBIホールディングス株式会社
(コード番号8473 東証第一部)
代表者 代表取締役社長 北尾吉孝
問い合わせ先 責任者役職名 取締役常務
森田俊平
電話番号 03-6229-0100 (代表)

当社グループ投資先に対する臨時株主総会開催の申立てに関するお知らせ

SBIホールディングス株式会社(本社:東京都港区、代表取締役執行役員社長:北尾吉孝、以下「当社」)は、米国ワシントン州サーストン郡地方裁判所に対し、当社グループ投資先である Acucela Inc. (本社:米国ワシントン州シアトル市、社長兼最高経営責任者:ブライアン・オカラガン、以下「アキュセラ社」)に臨時株主総会の開催等を命令するよう2015年3月2日付で申立てを行いましたのでお知らせいたします。

なお今回の申立ては、アキュセラ社株主である当社グループ会社ならびにアキュセラ社のファウンダー兼会長である窪田良氏と連名で行ったものであり、当社グループならびに窪田氏の保有株式の合計は、アキュセラ社の発行済普通株式の50.3%(2015年1月28日現在)に相当いたします。

記

1. 申立ての理由

アキュセラ社株主である当社グループ会社は連名で、アキュセラ社に対し臨時株主総会の開催を請求する通知を2015年1月28日に送付いたしました。アキュセラ社本社所在地であるワシントン州法においては、アキュセラ社はこの通知に対し30日以内に株主総会開催の通知を発行し、90日以内に株主総会を開催する必要があるとされております。またアキュセラ社の附属定款においても、当該通知の受領から90日以内に株主総会を開催する必要があると定められております。しかしながらアキュセラ社は、株主総会開催通知の発行期限である2015年2月27日を過ぎてもその通知を発行していないことから、当社らは窪田氏と共に裁判所に対し申立てを行ったものです。

2. 申立ての内容

- (1) 2015年4月28日までに臨時株主総会を開催すること。
- (2) 上記期限までに臨時株主総会を開催するために必要な手続きを行うこと。

3. 今後の予定

本申立てに基づく裁判所からの命令を受け、アキュセラ社が臨時株主総会の開催を決定した場合、当社らは、窪田氏を除く同社の現在の取締役4名を解任し、後任として当社代表取締役執行役員社長の北尾吉孝を含む4名を取締役に選任するよう求める予定です。

以 上

本プレスリリースに関するお問い合わせ先:

SBIホールディングス株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 03-6229-0126